

答申第 1 号概要

審査会の結論

実施機関が行った決定は、止むを得ない。

異議申立ての内容

異議申立人が名張市個人情報保護条例(平成15年3月28日条例第1号、以下「条例」という。)に基づき行った次の個人情報訂正請求に対し、実施機関が行った部分訂正決定について、その一部の取消しと異議申立人の請求どおりの訂正を求める。

個人情報訂正請求日：平成24年12月4日

請求内容：異議申立人が勤務していた中学校(以下「中学校」という。)の平成20年度教職員台帳に記載された通勤状況片道時間(以下「通勤時間」という。) 校務分掌及び 学歴欄卒業年月(以下「卒業年月」という。)の訂正

実施機関の処分：平成24年12月18日付名教学教第2109号部分訂正決定

審査会の判断

基本的な考え方

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、名張市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

このことは、本市における個人情報の適正な取扱いと、個人が自己の個人情報に能動的に関与しうることを具体的に定めることで、憲法の最も重視する価値である個人の尊厳を最大限に尊重し、それがひいては本市の公正で民主的な市政の推進にもつながることを表している。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

本件対象個人情報について

異議申立人が行った訂正請求及び異議申立てに係る個人情報は、異議申立人が在籍していた、中学校の平成20年度教職員台帳の本人欄のうち、通勤時間の部分である。

この教職員台帳とは、三重県教育委員会が、毎年5月1日時点で実施機関を通じ、各学校に作成を依頼しているものである。

本決定について

異議申立人の通勤届については、平成19年度の通勤時間「40分」と書かれたものは確認できた。

異議申立人の主張では、平成20年度に教職員台帳用の細長い用紙が教職員全員に配られ、その紙に「通勤時間45分」と記載し提出したとのことであったが、そのような変更手続が存在したことを確認することができなかった。

実施機関が訂正した「40分」という時間は、距離から照らし合わせても事実には誤りがあるとまで

は言えない。

以上のことから、実施機関の決定は止むを得ないと判断する。

審査会の意見

本件において、実施機関が保有する教職員台帳の記載内容には、複数の誤りが認められた。公文書に誤りが多いと、信頼性を損なう結果となる。公文書の記載や管理には、十分な注意と確認を行い、正確性を期するよう務められたい。

審査会の経過

年 月 日	処理内容
平成25年 1月24日	諮問
平成25年 2月 4日	第16回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年 2月18日	実施機関から理由説明書收受
平成25年 3月21日	異議申立人から意見書收受
平成25年 5月13日	第17回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年 5月20日	異議申立人、実施機関(中学校長) 三重県教育委員会に質問表送付
平成25年 6月 4日	異議申立人、実施機関(中学校長) から質問表收受
平成25年 6月 5日	三重県教育委員会から質問表收受
平成25年 6月24日	第18回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年 8月27日	第19回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年10月21日	第20回名張市個人情報保護審査会 審査・答申

審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長	前田 定孝	三重大学人文学部准教授
会長職務代理	大塚 耕二	三重弁護士会 弁護士
委員	三宅 裕一郎	三重短期大学法経科教授
委員	國富 静代	人権擁護委員
委員	中谷 由希子	三重弁護士会 弁護士